電源接続案件一括検討プロセスの工事費負担金契約書に

追記すべき事項について

　（以下，「甲」といいます。）と●●電力株式会社（以下，「乙」といいます。）との間に●●契約に係る設備工事を施工することについて次のとおり契約を締結します。

第 １ 条　甲の●●契約申込内容は次のとおりとします。

発　電　場　所：

受　電　地　点：

受　電　電　圧：

契　約　種　別：

契　約　電　力：

第 ２ 条　前条の甲の●●契約申込に対する，電源接続案件一括検討は以下のとおり。

電源接続案件一括検討名称　　：●●●●エリアにおける電源接続案件一括検討

（以下，「本一括検討」といいます。）

電源接続案件一括検討の公表日：

第 ３ 条　第１条の甲の●●契約申込に対して，乙は次の工事を行ないます。

　　　　　工　 事　 概　 要 ：

工事着手予定年月日：202X年　月　日

第 ４ 条　工事費負担金契約（以下，「本契約」といいます。）により施設した電気供給設備は，乙の所有とします。

第 ５ 条　甲の申込により乙が施設する工事について，甲は乙の託送供給等約款による工事費負担金

　　　　　金　　円（うち消費税等相当額　　円）を乙に支払います。

　　　　　支払期日は，202X年　月　日とします。

第 ６ 条　前条の工事費負担金は，工事落成後過不足精算するものとします。

第 ７ 条　第３条による工事着手後において，甲が第１条の申込を取消または変更した場合，あるいは使用を延期したため乙に損害を生じた場合は，甲はその費用を乙に弁償するものとします。

第 ８ 条　甲が第１条の申込を取消した場合，本契約は失効し，第５条の工事費負担金に充当される乙の託送供給等約款による系統連系保証金に相当する額は返還しないものとします。

第 ９ 条　他の辞退者の発生により，工事費負担金が変更となる場合，変更後の工事費負担金が甲の負担可能上限額以下であれば，乙から甲への通知により，第５条の工事費負担金を変更するものとします。

第 １０ 条　本一括検討の完了前に甲が甲の辞退によらず甲の負担金可能上限額を超過するなどして連系等できなくなった場合，乙から甲への通知により，本契約は失効するものとします。

第 １１ 条 本契約に関する訴訟については，○○地方（もしくは簡易）裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

２．本契約は，すべての点で日本法にしたがって解釈され，法律上の効力が与えられる。

３．本契約は，日本語のみによるものとし，他の言語によるいかなる翻訳も参考のためのみであって，当事者を拘束するものではない。

第 １２ 条　本契約に定められていない事項については，乙の託送供給等約款によります。

上記契約締結の証として本書２通を作成し，甲乙各その１通を保有します。

202X年　月　日

（甲）

（乙）